

横浜市の条例改正に伴い、令和8年6月1日から開始します！

時間外選定療養費の お支払いについて



当院は救命救急センターとして、緊急性の高い重症救急患者さんに迅速な医療を行うため、通常の診療時間以外に緊急で受診をする必要がない患者さんには、診療費とは別に『時間外選定療養費』をご負担いただきます。*厚生労働省から認められている制度です。何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

金額

7,700円（税込）

対象時間

- ①平日16時00分～翌日9時00分
- ②土曜日・日曜日・祝祭日
- ③年末年始（12/29～1/3）



徴収の対象外

*以下に該当する場合は対象外となります。

- 小児医療費助成対象者である患者
- 外来受診から継続して入院した患者
- 外来受診の予約をしている患者
- 当院を当日受診し、病状増悪により時間外の受診が必要となった患者
- 他医療機関からの緊急受診の指示を受けた患者
- 当院の医師から注射及び処置等のために受診の指示を受けた患者
- 治験協力者である患者
- 当院で出産を予定しており、産婦人科を緊急で受診した患者
- 労働災害、公務災害及び交通事故の受傷日に受診した患者
- 生活保護、特定の疾患や障害により各種公費負担の対象患者
- そのほか、やむを得ない事情があると認められる患者

